

## つくしの幼稚園は

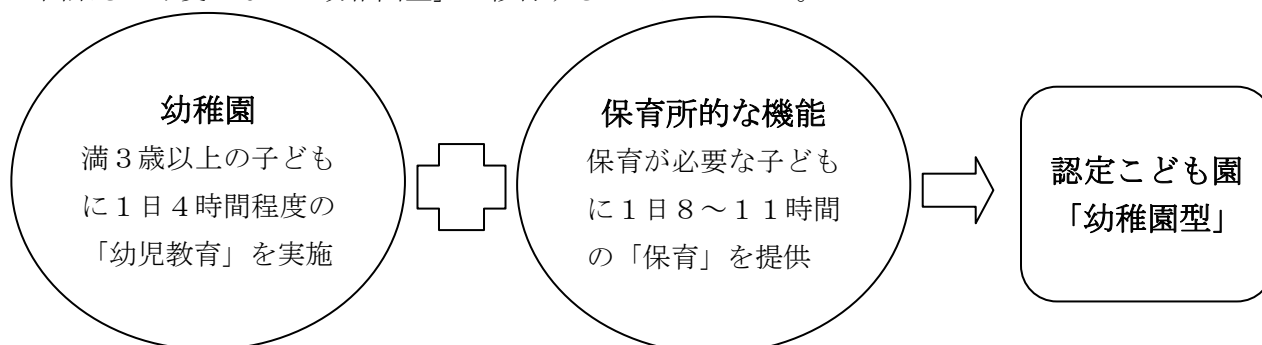
子ども・子育て支援新制度に基づく「認定こども園（幼稚園型）」に移行しました。

平成30年4月より、つくしの幼稚園は認定こども園（幼稚園型）へ移行いたしました。  
ご承知のとおり、働き方や暮らし方の多様化により社会情勢が大きく変化しております。  
それに伴いお子様を受け入れる施設の不足による待機児童の問題など子育て支援が特に必要な時代となっております。

本園でもここ数年、預かり保育を希望される保護者の方が増加してきており、預かり保育時間の延長や代休日等の実施を要望される保護者の方も多くなっています。

このような状況を鑑みて、本園は来年度から「認定こども園」に移行し、園全体で子育ての支援を進めたいと考えています。

「認定こども園」は幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持った施設ですが、いくつかの種類があります。つくしの幼稚園は、預かり保育の時間や期間を今よりも延長でき、現在の日課、運営、体制などを出来るだけ変えない「幼稚園型」へ移行することにしました。



ひかり幼稚園は、保護者の就労状況にかかわらず、子どもたちが適切な幼児教育と保育が受けられるように「子育て世帯を支援する幼稚園」として生まれ変わります。

### ◆ 認定こども園とは？

- ①認定こども園は、幼稚園と保育所の両方の役割を果たす施設で、小学校就学前の子どもに幼児期の教育と保育を一体的に提供します。
- ②保護者の働き方にかかわらず（共働き家庭、専業主婦[夫]家庭も）利用できます。入園後に働き方が変わっても、通い慣れた園を継続して利用することができます。
- ③幼稚園から移行した認定こども園は建学の精神に則り園の創意工夫により幼児教育・保育をします。

### ◆ 認定こども園に在園する子どもの法律上の区分について

1号認定（幼稚園）	1日4時間程度の教育を受ける満3歳児以上の子ども
2号認定（幼稚園と保育所的な機能）	1日8～11時間程度の教育と保育を受ける3歳児以上の子ども

### ◆ 今までの幼児教育・保育の内容は変わるのか？

認定こども園に移行しても今までの教育、保育の内容は維持され、さらに充実化を図ります。

1号認定のお子さまと2号認定のお子さまは同じクラスで幼児教育を受けます。

幼児教育を行う前後の時間に2号認定のお子さまは保育を受けることになります。

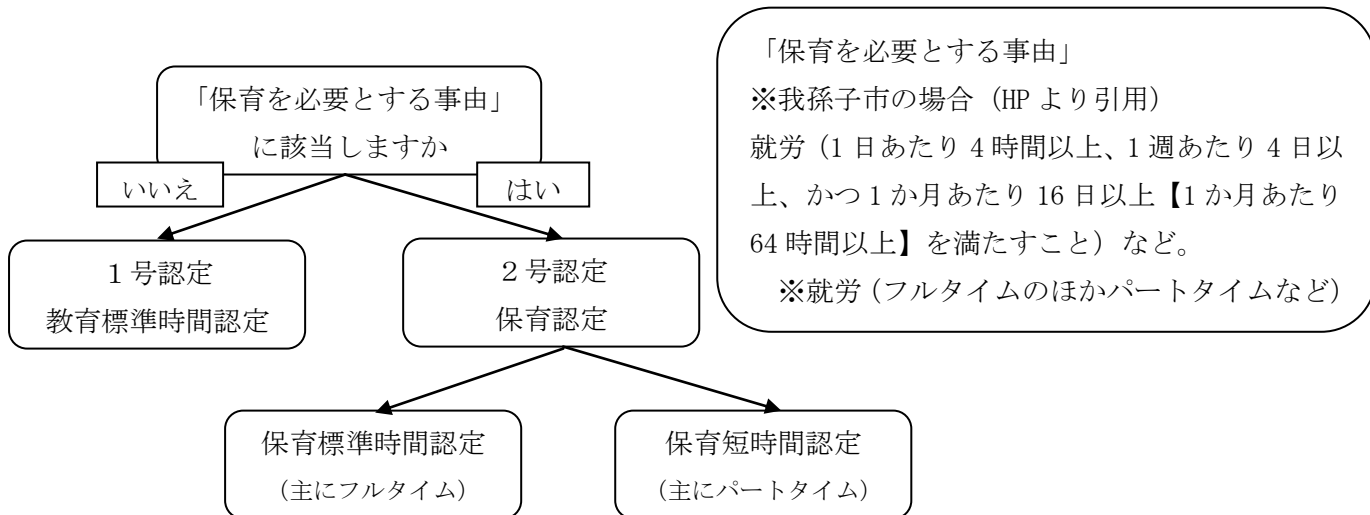
## ◆ 何が変わるのか

1. 保護者の働き方にかかわらず、多くの子育て世帯がつくしの幼稚園を利用できるようになります。
2. 預かり保育を充実  
教育時間前後の午前7時30分から午後6時30分まで預かり保育を実施します。  
※2号認定（保育園枠）の児童については、就労状況によりますが午前7時～午後7時までです。  
☆フルタイムやパートタイムで働いていてもつくしの幼稚園へ通うことが出来るようになります。
3. 仕事を辞める又は始めても、つくしの幼稚園を継続して利用することができます。  
1号認定から2号認定、2号認定から1号認定へ認定区分を変更することでつくしの幼稚園に在園できます。  
☆仕事を始めるから保育園へ入園するという必要がなくなります。
4. 市民税所得割に応じた保育料へ変化  
現在は幼稚園が決定した保育料を納め、2月ごろ就園奨励費としてキャッシュバックされています。  
来年度より、我孫子市が決定した保育園形式の市民税所得割に応じた保育料へと変わります。  
また、兄弟（3年生まで）がいる場合はその弟妹の保育料は半額に減免されます。  
☆つくしの幼稚園の教育理念に基づく教育活動に必要な費用（施設費や行事その他に要する費用）は、保育料とともにこれまでどおりお納めいただくことになります。

## ◆ 手続きについて

園を通じて、住民登録されている我孫子市または柏市の「子どものための教育・保育給付支給認定」を受ける必要があります。

### 1. どちらの認定区分に該当するか確認



### 2. 1号認定、2号認定の申請および認定について

- ①園より支給認定申請書をお渡しします。
- ②1号認定（教育標準時間認定）を申請される方は「支給認定申請書」を園へご提出ください。  
2号認定（保育標準時間認定、保育短時間認定）を申請される方は「支給認定申請書」と「就労証明書」を園へご提出ください。
- ③園にて支給認定申請書（就労証明書）を取り纏め我孫子市へ提出します。  
→2号認定の方の「支給認定申請書」は、我孫子市が定める保育を必要とする事由にもとづき確認をいたします。
- ④支給認定書は我孫子市から直接保護者へ送付いたします。